

収入金額に関する計算書

（法第72条の2第1項 第2号
・
第3号 に掲げる事業）

事業 年度	・	・	法人名	
----------	---	---	-----	--

法第72条の2第1項の規定による収入金額	摘 要		金 額
			円
収入金額の総額			
	計 ①		
控除される金額			
	計 ②		
差 引 計 ①－② ③			
法附則第9条第8項の規定による控除額 ④			
法附則第9条第10項の規定による控除額 ⑤			
法附則第9条第19項の規定による控除額 ⑥			
法附則第9条第20項の規定による控除額 ⑦			
法附則第9条第21項の規定による控除額 ⑧			
法附則第9条第22項の規定による控除額 ⑨			
計 ③－④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨ ⑩			

第 6 号様式別表 6 の記載の手引 (令和 2 年 12 月改正)

- 1 この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第 6 号様式又は第 6 号様式 (その 2) の申告書に添付してください。この場合において、地方税法 (以下「法」といいます。) 第 72 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業のうち電気供給業とガス供給業とを併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載します。
 - 2 法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業 (電気供給業及びガス供給業に限ります。) と同項第 3 号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る収入金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
 - 3 「

「	法第 72 条の 2 第 1 項	第 2 号 ▪	」
		第 3 号	

に掲げる事業」
 - 4 「収入金額の総額」の欄には、事業収入及び事業に付随する一切の収入金額を記載します。
 - 5 「控除される金額」の欄には、国及び地方団体の補助金、固定資産の売却による収入金額のほか保険金、有価証券の売却による収入金額、不用品の売却による収入金額、受取利息及び受取配当金等法施行令第 22 条の規定により控除される収入金額を記載します。
- となっている箇所については、事業の区分に応じて「第 2 号」と「第 3 号」のいずれかを○印で囲んでください。